

## ■ (株) ビックウエスト管理のキャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2019[冬]にて申請希望されました(株)ビックウエスト様管理のキャラクターについては、下記の規定がありますのでご確認、ご理解のうえ本申請を行ってください。

○イベントに出品する商品に対し、1アイテムごとに年間(1月1日～12月31日まで)の販売個数を20個までとする。

【例】ワンダーフェスティバル2019[冬]で新規に商品『A』を20個販売するケース

- 全数完売したディーラー…  
以降2019年中は商品『A』をいかなる場所や他の同種イベントでも販売することはできない。
- 売れ残り分が出たディーラー…  
売れ残り分が5個とすると、2019年中は他イベントにて別途申請し、許諾を得て5個まで販売可能。その際も追加生産はできない。

つまり、ワンダーフェスティバルに限らず他の同種イベントを含めて年間を通しての個数の計画が必要となってきます。

また、再販を除く新規商品の申請には別紙「新商品企画申請書」の提出が必要となりますので、1アイテムにつき1部を作成して頂き、本申請書と併せて実行委員会へお送りください。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。

ワンダーフェスティバル実行委員会